

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名 (市町村コード)	東近江市 (252131)	
地域名 (地域内農業集落名)	下麻生 (下麻生町)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年6月19日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・全耕作面積約41haのうち、水稲約28ha、小麦約12ha、大豆約12haを作付けしている。 ・農地面積の約半分弱を小、中規模の個人耕作者が経営し、残りを〇〇〇〇と加入者が経営を行っている。 ・また今後65歳以上で後継者が不明の農業者の耕作面積も多く、新たな農地の受け手の確保も重要である。
--

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲、小麦、大豆の土地利用型作物以外に、収益の高い野菜や果樹の生産、特産加工に向けた取り組みを進めるための検討を行う。 ・人手不足に対応するため、地元出身やその親族以外にも外部からの人材の受け入れを、考える必要がある。 ・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に取り組みを行なうための検討を進める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	40.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	40.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
中間管理機構を活用し、農地の段階的な集約化を目指していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の段階的な集約化を目指し、農地所有者は、農地を中間管理機構に貸付けていくように進める。 また中間管理機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。(農地所有者の貸付時期に配慮する。)
(3)基盤整備事業への取組方針
農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備に向けた取り組みを徐々に進めていくよう検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域内外から、多様な経営体を募り、意向を踏まえながら担い手として育成していくため、市及びJAと連携し、相談から定着まで切れ目なく進めて行くよう検討する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
認定農業者に農作業の委託をしている。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域による獣害対策のフェンスの設置、保全の会、下麻生農組での点検、補修の取り組みをしている。